

令和 8 年鎌倉市二十歳のつどい事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 実施目的

令和 8 年鎌倉市二十歳のつどい事業業務委託（以下「本プロポーザル」という）の受注者を選定するにあたり、事業の内容を十分に理解し、最も適切な企画提案をした者を、当該事業の最優秀提案者として選定することを目的とします。

2 業務概要

（1）業務名称

令和 8 年鎌倉市二十歳のつどい事業業務委託

（2）委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

（3）業務の目的・内容

別紙「令和 8 年鎌倉市二十歳のつどい事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり。

（4）契約期間契約

締結日から令和 8 年（2026 年）1 月 31 日まで

（5）事業限度費

2,511,300 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

（6）支払方法

業務完了確認後の一括払いとします。

3 担当課

鎌倉市こどもみらい部青少年課青少年担当

所在地：〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号

電話：0467-23-3000(内線 2463・2494)

Email：k-ssn@city.kamakura.kanagawa.jp

※電話によるお問い合わせについては、受付しておりません。

4 参加条件

（1）参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が、優先交渉権者として契約を締結するためには、参加申込書提出日から契約締結の日までの全期間において、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

ア 事業費限度額に対応した見積書を提出できること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。

ウ 直近 1 年間の事業税を完納していること。（国税通則法、国税徴収法及び地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を除く。）

- エ 直近1年間の消費税及び地方消費税を完納していること。(国税通則法、国税徴収法及び地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を除く。)
- オ 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- カ 鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- キ 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続(以下「更生手続又は再生手続」という。)の開始の申立てがなされている者(更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた者であって、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- ケ 2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。
- コ 6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。ただし、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた後、再度(1)に規定する入札参加資格を有することとなった者を除く。

(2) 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は本プロポーザルへの参加を認めず、失格とします。

- ア 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- イ 参加申込の受付及び審査に必要な書類、並びに、企画提案の受付の手続に必要な書類を期限までに提出しなかった場合
- ウ 本市に提出した書類に虚偽の記載があった場合
- エ 見積額が事業費限度額を超えている場合
- オ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- カ 選定の公平性を害する行為があった場合
- キ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会会長が失格であると認めた場合

5 スケジュール

事業者選定スケジュールは、次のとおりです。

日程	項目
令和7年(2025年)4月30日	募集要領の公表(本市ホームページに掲載)
令和7年(2025年)4月30日17時から 令和7年(2025年)5月8日17時まで	募集要領への質問受付
令和7年(2025年)5月13日	質問への回答(本市ホームページに掲載)
令和7年(2025年)5月16日17時	参加申込書・企画提案書等の提出締め切り
令和7年(2025年)5月23日	参加資格の審査・通知
令和7年(2025年)5月27日	プレゼンテーション
令和7年(2025年)5月30日	結果通知

6 参加申し込み

(1) 本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加申込の手續に必要な書類（以下「参加申込書類」という。）及び選定の手續に必要な書類（以下「提案書」という。）を持参により、担当課に提出してください。事前に担当課宛てのメールで、持参する日時を連絡してください。提出がない場合は、本プロポーザルへの参加は認めません。

(2) 受付期間

募集要領公表から令和7年（2025年）5月16日17時まで

(3) 提出書類

参加希望者は、以下の書類を提出し、参加申込みを行うものとします。

あて先は鎌倉市長

・ 提出書類、提出部数、提出期限

提出書類	部数	提出期限
① 参加申込書（様式１）	原本 １ 部	令和７年（2025 年） 5 月 16 日 17 時まで
② 誓約書（様式２）		
③ 事業者概要（様式３）		
④ 業務実績調書（様式４）	正本 １ 部	
⑤ 様式４を証するもの	副本（正本の写し） ５ 部	
⑥ 企画提案書（様式任意）	原本 １ 部 写し ５ 部（※）	
⑦ 見積書（様式任意）		
⑧ 積算内訳書（様式７）		
⑨ 直近１年間の事業税を完納していること及び直近１年間の消費税及び地方消費税を完納していることを証明する書類	原本 １ 部	

（※）写しには、企業名およびそれを推測することが出来る印・マークを記さないこと。

(4) 企画提案書について

また、企画提案書は任意様式としますが、以下の内容については必ずご記載ください。

ア 当日までのスケジュール（仕様書9（1）の内容をいつまでに決定していくか）

イ 式典の企画案及びその企画を実施するにあたって実行委員会の意見をどのように取り入れていくか

ウ 当日までの人員配置

エ 当日の人員配置

オ 会場の安全確保について

(5) 見積書について

ア あて先は鎌倉市長

イ 事業限度額の範囲で作成してください。

ウ 見積書の積算内訳が分かるように作成してください。

(6) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を担当課で行い、令和7年(2025年)5月23日までに参加資格の審査結果について、参加申込をした全ての事業者へメールで通知する予定です。

(7) 参加資格を有すると確認できた事業者(以下「参加事業者」という。)には、企画提案のプレゼンテーション(質疑応答を含む。以下「プレゼンテーション」という。)を行っていただきます。

7 質問の受付

本プロポーザルにおける募集要領、審査基準、様式集及び仕様書(以下「募集要領等」という。)に関する質問がある場合は、「質疑書(様式5)(以下「様式5」という。)」を提出してください。

(1) 受付期間

公表日から令和7年(2025年)5月8日17時まで

(2) 提出方法

様式5に必要な事項を記載しメールに添付して担当課へ提出してください。メールの表題は「令和8年鎌倉市二十歳のつどいプロポ質問(事業者名)」とし、メール送信後、担当課に受信確認の電話をしてください。メール以外での質問(電話での問い合わせ等)については回答しません。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和7年(2025年)5月13日に本市ホームページ上にて公表するとともに、質問及びその回答を公表したことについて、質問票の提出事業者及び当該公表時点で参加申込をした事業者へメールで連絡する予定です。

なお、質問は、匿名で公開します。

8 選定(プレゼンテーション・ヒアリング評価)

本事業は、プロポーザル方式により、公募に応じた参加事業者から企画提案書の提出を求め、鎌倉市が設置する選考委員会において提出書類及びプレゼンテーション内容を総合的に審査・評価し、当該事業の目的及び内容に最も適した者を優先交渉権者とします。

(1) 審査方法

ア 提出書類及び提案内容のプレゼンテーションとそれに対する質疑応答を勘案し、選考委員会の評価を踏まえ、優先交渉権者及び優先交渉権次席者を特定します。

イ 参加申込書提出者が1者であっても評価を行い、候補者として適当でないと認められる場合に、候補者としなないことがあります。

(2) プレゼンテーション

ア 日時・場所(予定)

令和7年(2025年)5月27日(参集時間及び会場は別途通知します)

イ プレゼンテーション

- ・提案時間は20分以内とします。提案時間が20分を超過した場合は、打ち切りとします。
- ・出席者は、1提案者あたり3名以内とします。
- ・説明は、企画提案書に沿って行うものとします。なお、提出資料、提案に使用する機材(PC、スクリーン等)以外の使用は不可とします。

ウ 質疑応答

質疑時間は、選考委員からの質問及びその回答を含め 15 分程度とします。

エ 提案内容について

- ・式典の企画内容について、参加者が「二十歳の記念」を実感できる参加型企画の提案をしてください。
- ・提案について、令和 8 年二十歳のつどい実行委員会の委員も理解しやすいように、式典のテーマ、タイムスケジュール、式典の企画内容の説明を必ず行ってください。
- ・鎌倉市で作成する「青少年の居場所に関するアンケート」の回答方法について、効率的で回答率の高い回答方法がある場合は、提案をしてください。

(3) 審査基準

審査基準、配点は別紙「審査基準」のとおりとします。

(4) 結果通知

審査の結果について、令和 7 年（2025 年）5 月 30 日に電子メールあるいは書面にて通知します。

9 契約

- (1) 契約の締結最優秀提案者に選定された提案者は、優先交渉権者として本市と協議の上で、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成するものとします。

なお、最優秀提案者が何らかの理由により契約を行うことができなかった場合、次点の提案者を優先交渉権者とします。

10 結果公表

選定結果については、契約締結後に本市ホームページで公表するものとします。

11 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 本市に提出した書類の提出後の修正、変更及び追加は一切認めません。
- (3) 本市に提出した書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに本市に提出した書類の内容を無償で使用（複写含む。）できるものとします。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 本プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月条例第 4 号）に基づき本市に提出した書類を公開することがあります。
- (6) 参加申込の手続後に、辞退する場合は、「辞退届（様式 6）」を提出するものとします。
- (7) 本市に送信するメール及びメールに添付する電子ファイルは、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施の上、送信してください。

- (8) 本市は、メールに添付する電子ファイルを含めて約 15MB までのメールを受信可能(拡張子「lzh」は受信不可)です。受信できないサイズのメールの送付が必要な際は、担当課までメールで御相談ください。本市の指定するオンラインストレージ経由での送信方法をお知らせします。
- (9) 様式の(注意事項)の記載は、書類の作成に当たって削除しても構いません。
- (10) 募集要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、鎌倉市財務規則(平成 7 年規則第 34 号)等関係法令等の定めるところによります。
- (11) 天災地変その他のやむを得ない事由により、本公募を執行することができないと認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめることがあります。